

欧州から考える政府の オープンデータ国際戦略

■

渡辺智暁 (わたなべ・ともあき)

国際大学 GLOCOM 主幹研究員

■

欧州から得られるオープンデータの示唆は少なくない。今後の日本にとっての有益さを考えて、本稿では特にオープンデータの国際面を欧州を手がかりに考察したい。

1. インフルエンサーとしての欧州

現在、世界的な潮流になりつつあるオープンデータの取り組みの行方を大きく左右する決定や動向は、必ずしも米国発ではない。

なるほど米国はオープンデータの火付け役ではある。オバマ大統領が着任早々にオープン・ガバメント・イニシアティブ^{*1}を打ち出し、その一環としてオープンデータを位置づけたことは、時を同じくして盛り上がったガバメント2.0の議論^{*2}とも響きあいながら世界的な注目を浴びたように思われる。

だが、EU (欧州連合) は公共セクター情報の再利用 (Reuse of Public Sector Information) という形で2000年代前半からほぼ同じ問題に取り組んでおり^{*3}、制度設計も本格的である。というのも、米国は概ね政権のイニシアティブ、すなわち行政の取り組みとして推進されており、例外的に政府の支出データについてDATA Act^{*4}によって法的な義務付けを行ったにすぎない。これに対して、欧州では国内法にも反映されるEU指令という立法府も巻き込んだ制度設計を行っている点でより本格的である。ちなみに、スウェーデンは情報公開制度の世界最初の導入国としても知られる。もちろ



渡辺智暁 ▶ 国際大学 GLOCOM 主幹研究員・准教授, Ph. D. (インディアナ大学テレコミュニケーションズ学部)。専門は情報通信政策と情報社会論。政策研究はオープンデータ、ブロードバンド・インフラ、媒介者責任、そのほか米国の ICT 政策・産業動向等を主な対象とする。社会研究は文化や産業におけるオープン化や法制度改革のニーズなど。電子行政オープンデータ実務者会議構成員、COMONSフィア常務理事、オープン・ナレッジ・ファウンデーション・ジャパン 副理事長、東京大学非常勤講師。

ん、米国には連邦政府の著作物を著作権法の保護対象から除外し、誰でもが利用できるようにする著作権法上の規定^{*5}があることや、1990年代にGPSデータをオープン化したことをはじめ、実質的なオープンデータを実践してきたことなど、目覚しい例もある。米国を後追いの国家としてだけ位置づけることは適切な見方とは言えないだろう。オープンデータに関しては、欧州を後追いの地域としてだけ位置づけることも適切ではない。

オープンデータ分野における市民セクターなどのキープレイヤーが欧州に位置していることも、偶然ではないように思われる。オープン・ナレッジ・ファウンデーション (Open Knowledge Foundation : OKF)^{*6}は、英国のケンブリッジを拠点としている。オープンデータ・インスティテュート (Open Data Institute : ODI)^{*7}は大きな政府資金もあって設立されたものだが、ロンドンに本拠がある。いずれもオープンデータの広がりとともに世界的な拠点ネットワークを形成することになった組織である。

米国が大きなテコ入れをして世界中に広がった取り組みに、オープン・ガバメント・パートナーシップ (Open Government Partnership)^{*8}がある。これは主に政府が中心となった取り組みだが、2代目の議長国は英国が務めた。

国際的な文脈ではさらに、英国を議長国とする G8 サミットにおけるオープンデータ憲章^{*9}の採択が注目に値しよう。英国は Tax, Trade, Transparency (税、貿易、透明性) という三つの T を主要アジェンダとし、Transparency の一部としてオープンデータをとりあげた。

筆者は欧州全域のオープンデータ取り組み状況を調査しているわけではなく、英仏独やそれらの国の自治体に比較的集中しているが、英国の名前がここまで度々登場するのは偶然ではないと思われる。

オープンデータは、行政府の抵抗があるなかで実現されることも多い取り

組みで、これは英国であろうと米国であろうと、自治体であろうと概ね似たようなものである。日本も同様である。行政がオープンデータに抵抗する理由には、透明性への懸念、データに含まれる不備についての懸念、オープン化のための手間や問い合わせ対応についての懸念などがある。こうした懸念を乗り越えて実施にこぎつける先駆的な国や自治体の多くに、政治のリーダーシップを見ることができる。英国は、オープンデータの本格化に先立って、議員の資金使用をめぐる大規模な不正が報じられ、透明性についての関心が高まった。これが英国での政治のリーダーシップの発揮につながった。アンドリュー・ストット (Andrew Stott) というオープン化のよき理解者が政府内部に存在し、オープンデータを牽引したことも幸いした。市民セクターや、欧州内で近年プレゼンスを増していると言われるロンドンのスタートアップ・シーンの存在も小さくないだろう。

2. 英国：パイオニアからCOE, リーダーへ

オープンデータにおける英国のポジションには、パイオニアからリーダーへという変化を見ることができるように思う。これがどの程度当初から意識されていたものなのかは明らかではない。ITの世界では米国企業がトレンドを作り出し、バズワードを流行させ、グローバル市場を席捲するということが多いが、それに近いものをオープンデータに探すとすれば、米国と並んで英国に見出すことができるように思う。

その一つは、すでに述べた世界的な実務やアドボカシーのネットワークの中心がロンドンやケンブリッジにあることである。たとえば2013年8月にジュネーブで行われたオープン・ナレッジ・カンファレンス2013 (Open Knowledge Conference 2013)^{*10}では、途上国のオープンデータを支援するためのプロジェクトの発足が発表されたが、その際の資金提供者は世界銀行、実施の主体はOKFとODIであった^{*11}。

途上国に関連した領域では、開発援助の資金のデータを標準化し、開発援助に関する情報の公開や効率的な管理を実現するための標準を開発・管理するInternational Aid Transparency Initiative (IATI)^{*12}という多国間協調の動きがある。このイニシアティブも発足から数年は英国政府が牽引役となった

ものである。これを推進するべく、各国の開発援助機関のIATI標準の遵守状況などを評価・比較するAid Transparency Index^{★13}を発行している非営利団体PublishWhatYouFund^{★14}もロンドンに拠点を置いている。オープンデータの文脈とはやや独立した経緯から始まったものではあるが、共通点も多く、交流が起きている。

オープンデータについても、各国の動向を整理し、進捗度を評価・比較する取り組みが存在している。G8サミットの時期に発表されて注目を集めた各国のオープンデータ・センサス(Open Data Census)^{★15}はOKFが実施し、法的環境など社会面・制度面も評価対象とするオープンデータ・バロメータ(Open Data Barometer)^{★16}はワールド・ワイド・ウェブ財団(World Wide Web Foundation)とODIが実施している。ワールド・ワイド・ウェブ財団の本拠地はスイスのジュネーブだが、ディレクターとしてリードしているのは、英国人であり、ワールド・ワイド・ウェブの生みの親として大きな発言力を持っているティム・バーナーズ=リー(Tim Berners-Lee)である。同氏は単にデータが広く利用できるということを超えて、データセットの関連づけが容易になるようなリンクト・オープンデータ(Linked Open Data)^{★17}の実現を重視しているが、TEDのスピーチにおいて述べた“Raw Data Now!”^{★18}は多くの賛同者を得ている。Open Data Readiness Assessment Tool^{★19}という、ある国がオープンデータの実施にどれだけ適しているかを判断するための評価枠組みがある。典型的には10週間程度をかけて実施するもので、世界各国を比べるためのツールというよりも、特定の国や自治体の現状をサーベイし、オープンデータの推進に向けたアクションプランを策定するためのものである。このツールを開発したのは世界銀行のオープンデータ・チームだが、ここにも、英国のオープンデータを政府内から牽引したアンドリュー・ストットが上級アドバイザーとして参加している。

もちろん、英国がこうした領域で独走しているというわけではない。米国発の活動には、先述のオープン・ガバメント・パートナーシップがあり、またオバマ政権発足当初の副CTO(Chief Technology Officer)としてオープンガバメントを担当したベス・ノヴェック(Beth Noveck)の率いるGovLab^{★20}があり、そこを母体に発足したオープンデータ500^{★21}の動きがある。透明性推進の分野では世界的に著名なサンライト財団(Sunlight Foundation)^{★22}が本

拠を置いているのは同じ東海岸のワシントンDCである。西海岸に目を向ければ、ガバメント2.0の議論を牽引したティム・オライリー (Tim O'Riley) のオライリーメディア (O'Riley Media) *²³があり、オープンデータの推進にも関わりを持ちながら日本でも展開されているソフトウェア技術者による政府支援「Code for」のムーブメントの中心であるコード・フォー・アメリカ (Code for America) *²⁴もある。ICTにまつわるムーブメントが米国に端を発しているのは珍しいことではない。

だが、国際的な動向を見るならば、たとえばオープンデータについて学びたい者がベス・ノヴェックのいるニューヨーク大学に行くか、ルーファス・ポロック (Rufus Pollock) のいるケンブリッジ大学に行くか、と考えると、ニューヨークやワシントンDCよりも、ロンドンやケンブリッジの方が豊かな知見や機会を提供してくれる可能性が高そうである。ちなみに、ニューヨーク・シティからワシントンDCへは鉄道があるものの、300km強の距離がある。これはロンドンにおきかえて考えると、ケンブリッジではなくパリとの関係に近い。ちなみに、ワシントンDCには世界銀行があり、オープンデータ・チームのキーパーソンもいるが、パリにはOECDがあり、オープンデータの経済効果などについて重要な調査報告書を出してもいる。

このように、英国は単に他国に先駆けてオープンデータを実践するという先駆者的な存在にとどまらず、その知見を集積するCOE (Center of Excellence) として機能し、さらにそこに集まる資金や人材、注目をテコに世界的な動きを生み出すようなリーダーとなっている。これは特に「国家」がそのような存在となっているというよりも、産官学、市民セクターなどを巻き込んだ横断的なネットワークがそのようなものとして機能していると捉えるのが適当だろう。

3. リーダーであることの利益

オープンデータの領域で世界的なリーダーシップを発揮することの利益は何だろうか？ そこにはリーダーとなる国にとっての「国益」があるだろうか？ 筆者はこの点について英国も含め、様々な国の実務家や政策担当者などと意見交換をしてきたが、その経験からは当事者がそのような利益を必ず

しも意識し、追求しているわけではないことがうかがえる。たとえば、開発援助資金の透明化に関する取り組みをしている人々は、その取り組みに興味を持っているのであって、英国を拠点としているからといって英国の損得を考えているわけではない、といったことが散見される。では利益がないかという、そうとも限らない。そのいくつかを挙げてみることはできる。

3.1 先行者利益

一つはデータ利用に関する先行者利益である。ノウハウやキーとなる資源、評判などを競合他社に先駆けて確保することで、競争上の大きな優位性を得られる場合があることは、広く知られている。これが必ず大きいという保証はなく、逆に後発者のアドバンテージが大きい場合もある。また、ICT関連のサービスには時代の先を行き過ぎて流布しないサービスなども珍しくない。このように、先行者であれば必ず利益を得られるというものではない点は留意が必要だが、そのような利益を引き出せる場合があることは、多くの説明を要さないだろう。オープンデータに関する例として思い浮かぶのは、CKAN^{*25}である。このオープンソース・ソフトウェアは、日本を含めて様々な国のデータポータル、データカタログに活用されているが、そのコードを近年に至るまで管理してきたのはOKFであり、この組織はCKANに関するコンサルティングから収入を得てもいる。OpenSpending^{*26}やOpenCorporates^{*27}など、英国に始まって他国に広がりつつある事業やアプリケーションは他にもある。

3.2 集積の利益

より大きな文脈では、EUでは、オープンデータの南北格差があるのではないかという議論がある。すなわち、データの提供がEU域内で推進されるとしても、利活用の事業者が北欧に偏り、南欧諸国が得られる経済的利益は相対的に低くなるのではないか、というものである。欧州ではまた、オープンデータを提供しても活用面で米国系企業に勝てないため、経済的な利益を十分に享受できないのではないか、という懸念を持つ者もいる。自治体の中にはグーグル(Google)による一人勝ちを防ぐことを念頭において、データの利用は自由にできるようにしつつも、誰かがその加工物を公開する際

には、その加工物も自由に利用できるようになるような、ライセンス上の仕組みを組み込んだ形にしたものもあった。また、法学者の多く集まるEUの国際会合★²⁸では、法律系データベースサービスの大手レクシスネクシス (LexisNexis) を念頭に、オープンデータが米国企業の圧勝を招くだけだと警鐘を鳴らすような議論もあった。一般には、競争が起これば消費者は便益を享受できるし、オープンデータのような政策が実施されないことで競争が促進されなかったり、データを独自に入手できることを強みにしている事業が効率の悪いサービスを提供していることに比べれば、オープンデータの実施は関連する産業・事業にもよい効果をもたらさうものだ。その意味ではこの批判は一面的ではある。だが、雇用創出のように、一部の政策目標を考えた場合には、オープンデータの実施において世界に先んじ、優秀な人材を多く集めることで、データ活用事業が多く立ち上がる環境を用意し、それがきっかけとなって国際的に展開するような事業が生まれることは重要だろう。

オープンデータの世界は、データが直接、様々な業界の事業収益に結びつく場合もあるが、そうではなくデータの加工、他のデータとの関連づけやパターンの解析、膨大・複雑な解析結果を集約・表現するビジュアルイゼーション、解析結果を必要とする場・タイミングへのデリバリーなど、様々な関連サービスが組み合わさってようやく経済的価値を創出できることもある。すべてを内製できる事業者は、潜在的にオープンデータの受益者になりうる者の一部分だが、後者の場合には、データをめぐるエコシステムが形成されることが、大きな経済的利益を生むことになるだろう。オープンデータで世界に先駆けると、そのような集積から利益を得られる可能性も増すことになるだろう。

3.3 ハイリスク、ハイリターンから得る想定外のイノベーション

もう一つ、筆者が気にしているのは、オープンデータの実施にあたってのリスクのとり方である。オープンデータには定石のようなものがなく、2000年代末頃から模索が始まった新領域である。関連領域である他分野のオープン化や電子政府などの経験者が関与してきてはいる。それでも関係者との議論や国際会議からは、多くの先進国が模索している課題にかなりの共

通性があることもうかがわれる。

そういった状況では、フロントランナー型の政策推進を心がけるのか、第二走者グループ型を志向するのかによって、リスクや利益に大きな差が出る可能性があるだろう。すなわち、「他国は何をしているのか。それは成功しているのか、失敗しているのか」を調査し、エビデンスに基づいて成功モデルを習得し、効率的に投資を行うような政策の実施は、失敗を少なく抑え、重点的に実施する価値がある部分に資源を集中できるために投資対効果が高くなるだろう。それは、見習うべき手本として「先進」国が他に存在するからである。これに対して、フロントランナーは、自分の前にはついて行くべき走者はいない。手本がないなかで、どのように実施するかというと、英国や米国がそのような形をとっているように思われるのだが、明らかに効果が高いと思われる部分だけに集中するのではなく、重要な政策として政府の内外を広く巻き込み、多くの潜在的な利害関係者の注意をひきながら進めていく、という形をとる。そこから得られるのは、利害関係者がオープンデータの可能性を信じて模索したために生まれる意外な出会いであり、データとニーズとその間を結ぶ技術やビジネスモデルの新しい結合であり、そのような全面展開をするからこそ生まれる幅広いイノベーションである。この中には、事前には予期し得なかった利益が含まれるが、無駄も含まれるという点でハイリスク、ハイリターンのアプローチと言えよう。世界から注目されるリーダー的な国、多くの優秀な人材が集まっているCOE的な国では、このようなアプローチを通じて、他国に先駆けてイノベーションを起こせる可能性も高くなるだろう。その中には第二走者型の国では真似しがたいものも含まれているだろう。ただし、全体として投資対効果がどのレベルになるかは、第二走者型のアプローチに比べて不確かである。

3.4 グローバル・スタンダードへの影響力

もう少し大きな文脈で見れば、スタンダードとして世界で参照されるようになる考え方、実施方法などに対する影響力が挙げられよう。たとえばG8サミットで採択されたオープンデータ憲章の付属技術文書には、オープン化の対象とすべき主要なデータがリストされているが、ここには防災・減災関係のデータは(少なくともそのようなくり方では)含まれていない。日本とし

て世界をどう変えていきたいのか、世界にどう貢献したいのかを考えた時にすぐに思いあたるのは、防災・減災をめぐる制度や技術、サービスを開発することだろう。国内ではオープンデータの重点領域として当初から意識されているが、それを国際展開することで、日本のプレゼンスを上げ、関連の事業者の海外展開を支援することも可能だったように思われる。こうした主要データ項目の議論は、オープンデータ憲章に始まったわけではなく、たとえばオープンデータ・センサスも、どのようなデータが重要であるかについて一定の認識に基づいた調査枠組みになっている。また、すでに終わった議論とも限らないだろう。

このように、リーダーシップを発揮することは、直接・間接に様々な利益が伴う可能性がある。もっとも、英国がリーダーシップを発揮できる背景には英語がグローバルに通用する言語になっていること、英国にはコモンウェルス諸国との強いつながりがあり、多面的に国際的な影響力を発揮してきていること、などの事情があり、日本が模倣することで同じような利益を得られるかどうかは不明瞭なところがある。ただ、とりわけオープンデータに関する途上国援助の議論などの文脈では、アフリカや南米に比べてアジアが手薄になりがちであり、日本に対する期待が一定のレベルで国際コミュニティに存在していることも確かである。そのような期待は、世界銀行、OKF、ODIの三者が共同で取り組むオープンデータの開発途上国支援プログラムの中で日本のOKFチームに寄せられる期待であったり、アジア太平洋地域の会合などを組織するにあたって、域内外の関係者から日本に寄せられる期待であったりする。日本はOpenSpendingやInternational Open Data Day^{*29}など国際的なプロジェクトにおいて世界の先端を行っている部分や、トップクラスの活況を呈していることもあるため、日本では活発なオープンデータの推進が行われているという認識も国際的に一定程度広がってきている。

4. ライセンスをめぐる混迷

欧州がもたらす示唆は、何もポジティブなものばかりではない。反面教師的な例を一つ挙げるとすれば、ライセンスをめぐる状況であろう。オープン

データ向けのライセンスを様々な国や自治体が独自に策定する例が多発し、結果として利用者にとっては制約条件や許諾の範囲の異なるデータが散在し、それらをまとめて欧州の複数の国をまたがったサービスを設計するためのコストが増大してしまった。オープンデータのイノベーションはしばしばスタートアップ系の小さな企業やチームから生まれ、大企業が関与するのは成功事例の大規模展開にあたってになるとされるが、法務スタッフもいないような小規模の利用者にとっては、ライセンスの増殖は利用にとっての大きな障害になりかねない。EU地域でのライセンスの増殖に関する懸念を表明する有識者の声明など^{★30}も登場している。フランスではいったんは多様なライセンスが登場した後に、国の開発したLicense Ouverte^{★31}と、パリ市が採用しているODbLフランス版^{★32}の二つに収斂しつつあるという。フランスのライセンスは、デファクトのグローバル・スタンダードになりつつあるクリエイティブ・コモンズ・ライセンス^{★33}との互換性を確保すべく開発されていることもあり、このような展開は利用者にとっては悪い話ではない。だが、いったん多様化したライセンスの選択がEU域内で統一されるには相当の時間が必要になり、その間、開発者は不便や参入障壁の高さに直面することを余儀なくされることになる。英国の独自ライセンスは、カナダ政府やカナダの自治体政府などが次々と独自ライセンスを策定するさいの手本とされ、結果としては利用者の不便を増大させてしまっていることがうかがわれる^{★34}。

そもそもオープンデータをめぐるライセンスの統一は、その背景にある著作権法に多様性があるために、様々な困難をはらんだ課題である。

この困難をさらに厄介なものとした一因が、EUにはある。EUがデータベース産業を育成することを狙って制定した、いわゆるデータベース権という著作権に似た独自の権利である。データベースへの投資者に対して、そのデータベースが事実を収集しただけのものであっても、データベースのコピーなどについての独占権を与えるという制度で、狙いとするところは明快だが、オープンデータの文脈では、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおいて時宜を得た対応がなされず、欧州地域で利用するための別のライセンスとして、ODC-BYやODbLといったライセンスが開発されるに至った。そして、民間ベースの重要なオープンデータ・プロジェクトといえるオーブ

ンストリートマップ (OpenStreetMap)★³⁵がこれを採用したり、欧州地域の政府が採用するといった例が登場した。

日本も、国内のオープンデータ環境を整備し、あるいは国際的な協調を考えるにあたっては、ライセンスやデータフォーマットなどの共通化を意識することが相当重要な課題となる。個別の自治体やコミュニティが自分たちにとっての最適解を独自に追求すると、グローバルには最適解を逸することになる。欧州はそのような課題を考えるうえでも、参考になる地域である。

5. むすびにかえて

本稿では、欧州地域のオープンデータの現状や経緯を手がかりに、日本のオープンデータにとって得られる示唆を検討した。特に国際的な側面を考えることにフォーカスをおいた。日本は英国や米国と競争をするうえで恵まれた状況にあるとは言えないが、欧州に広く見られる米国や米国系企業への感情的な反発が少ないこと、データベース権のような法的事情がないこと、などはオープンデータの推進上は有利な要素となろう。グローバルなリーダーシップをとること、あるいは、今のところ先駆的な国とのつながりがそれほど強いわけではないアジア諸国において日本がプレゼンスを高め、影響力を発揮することに、様々なチャンスがあるのではないか。結論を出すのが容易な問いではないが、本稿がその重要な問いを考える手がかりになることを願いつつ、本稿を終わりたい。

註

★1—— Obama, B. [2009], Memorandum on Transparency and Open Government. Jan. 21, 2009. <<http://www.archives.gov/cui/documents/2009-WH-memo-on-transparency-and-open-government.pdf>>

★2—— ガバメント2.0の議論については、たとえば以下を参照。Di Maio, A. [2009], Government 2.0: Gartner Definition.

★3—— Directive 2003/98/EC <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32003L0098:EN:HTML>>

★4—— Public Law 113-101. Digital Accountability and Transparency Act of 2014またはDATA Actと称される。

★5—— 17 U.S.C. § 105

★6—— <<http://okfn.org>> OKFN, OKFなどの略称で言及されることもある英国の非営利団

体で、オープンデータ以外にも知のオープン化全般をミッションとしている。なお、名称の示唆するところとは異なり、財団法人や基金の類ではない（近年、Open Knowledgeと通称を改称したので、日本でもやがてその名前で知られることになるかもしれない）。世界中に組織や個人として多くの協力者を持ち、大規模なネットワークを形成している。筆者はこの日本チームにあたる一般社団法人オープン・ナレッジ・ファウンデーション・ジャパンの共同設立者であり、副理事長も務めている。

- ★7— <<http://theodi.org>> オープンデータのビジネス利用支援、経済効果評価などをミッションとする機関。世界中にノードを持つ。日本では大阪の官民共同の取り組みである Innovation Hubがノードになっている。
- ★8— <<http://www.opengovpartnership.org>> オープンガバメントを推進するための政府間協力を中心とした枠組み。OGPと略されることも多い。参加国が一定のコミットメントを提出し、その実施状況を報告する仕組みがある。内容的にはオープンデータの推進が多いとされる。日本は本稿執筆現在（2014年10月初頭）未加入である。
- ★9— 日本語の概要は<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23_000044.html>を参照。英語版の本文は<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000006820.pdf>>または<<https://www.gov.uk/government/publications/open-data-charter/g8-open-data-charter-and-technical-annex#technical-annex>>を参照。
- ★10— <<http://okcon.org/>>
- ★11— New partnership seeks to bring benefits of open data to developing countries (September 18, 2013) <<http://okcon.org/press-releases>>
- ★12— <<http://www.aidtransparency.net/>> 2008年の開発援助の有効性に関する会議に端を発するイニシアティブで、参加国や国連組織などが事務局を務める。
- ★13— <<http://ati.publishwhatyoufund.org>> 2014年度版ではJICA（国際協力機構）は33位で“Poor”（出来が悪い）、日本の外務省は53位で“Very Poor”（非常に出来が悪い）と評価されている。日本は情報開示は充実しているが、IATI標準に準拠していない点で損をしている、というのが筆者が接触した関係者の見方である。現在では日本の政府機関が興味を持っていないわけではないため、評価の向上は時間の問題との見方もある。
- ★14— <<http://publishwhatyoufund.org>>
- ★15— <<http://census.okfn.org>> これを元に作成されるOpen Data Indexでは、本稿執筆時点で日本は19位であり、スコアは第1位の英国の半分弱となっている。
- ★16— <<http://www.opendataresearch.org/project/2013/odb>> 2013年版では、日本は14位であり、スコアは1位の英国の半分弱となっている。なお、この調査には筆者も一部協力している。
- ★17— オープンデータの一つの方向性、ビジョンとして、リンクト・オープンデータの世界は有力である。日本ではNPO法人リンクト・オープン・データ・イニシアティブ<<http://linkedopendata.jp>>や先駆的なコンテストを毎年開催しているLODチャレンジ<<http://lod.sfc.keio.ac.jp>>をこのビジョンを念頭においた顕著な活動として挙げることができるだろう。
- ★18— Berners-Lee, T [2009], The next web. <http://www.ted.com/talks/tim_berners_lee_on_the_next_web>
- ★19— <<http://data.worldbank.org/about/open-government-data-toolkit/readiness-assessment-tool>>
- ★20— <thegovlab.org> 正式名称はThe Governance Lab.
- ★21— <<http://www.opendata500.com>> 米国においてオープンデータを中核的な部分で利用している製品やサービス、事業者を集めたもの。内容の充実度は課題があるとの見方が多いが、オープンデータの商業利用の広がりやセクターや地域をまたいで存在していることを示す資料として注目を浴びている。

- ★22 — <<http://sunlightfoundation.com>>
- ★23 — <<http://oreilly.com>> ガバメント2.0サミットの開催は特に大きなインパクトを持っていたというのが筆者の印象である。
- ★24 — <<http://www.codeforamerica.org>>
- ★25 — <<http://ckan.org>> 名称はComprehensive Knowledge Archive Networkの頭文字をとったとされるが、現在の正式名称が単なるCKANであるか、Comprehensive…であるかは諸説あるようである。コードの開発と管理は2014年にCKAN Associationという独立した組織に移行した。この組織は物理的にはOKFと同じオフィスを拠点としている。
- ★26 — <<https://openspending.org/>> 政府支出の内訳を可視化し、税金の用途について市民が考える助けとなるようなインタラクティブなインタフェースを持つソフトウェア。日本の自治体が多く利用しており、オンライン版の半数程度を占めている。
- ★27 — <<http://opencorporates.com>> 企業に関するオープンなデータベース構築を目指すプロジェクト。日本では一般社団法人オープン・コーポレイツ・ジャパンが代表窓口となって活動している。
- ★28 — LAPSI (Legal Aspects of Public Sector Information) という会議でこのような議論が提起された。 <<http://www.lapsi-project.eu/>>
- ★29 — <<http://opendataday.org/>> オープンデータに関わるハッカソン、そのほかの会合などを世界中で開催する年に一度のイベントで、2014年2月時には、日本の30を超える地域で参加イベントが開催された。
- ★30 — Nin, A. [2012], “Say to @neeliekroesEU we want a single #opendata license in the #EU #1OdataLicenseEU.” <<http://www.change.org/p/say-to-neeliekroeseu-we-want-a-single-opendata-license-in-the-eu-1odatalicenseu>>
Communia Association [2012], “Reaction of the COMMUNIA association to the proposal to amend Directive 2003/98/EC on re-use of public sector information.” <http://www.communia-association.org/wp-content/uploads/2012/01/120122communia_PSI_directive_reaction.pdf>
- ★31 — <http://wiki.data.gouv.fr/wiki/Licence_Ouverte/_/Open_Licence>
- ★32 — <<http://opendata.paris.fr/page/lalicense/>> OKFを通じて開発されたOpen Database Licenseをフランスの法制度にあわせて修正し、フランス語に翻訳したもの。
- ★33 — <<http://creativecommons.org/licenses/>> 筆者はこのクリエイティブ・コモンズのライセンスの開発やサポートなどに関わるNPO法人コムンシア(旧称クリエイティブ・コモンズ・ジャパン)の常務理事も務めている。CC BYという略称を持つ、Creative Commons Attribution Licenseが日本やオーストラリアなどいくつかの国に採用され、また、フランスのLicense Ouverteや英国のOpen Government Licenseはそれぞれ独自のライセンスではあるものの、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスなどとの互換性を確保するべく設計されている。
- ★34 — Dodds, L. [2013], The Proliferation of Open Government Licences (blog post), Open Data Institute. <<http://theodi.org/blog/the-proliferation-of-open-government-licences>>
- ★35 — <<http://www.openstreetmap.org>> ウィキペディアの地図版とも言うべきプロジェクトで、ボランティアユーザーによって地形データや地図データを収集し、商業利用も含めた自由な利用ができるライセンスで提供する。日本のオープンデータ関連イベントでも、オープンストリートマップへ投稿するためのデータ作成を行う「マッピングパーティ」がしばしば開催されている。運営母体はOpenStreetMap Foundationで、日本には一般社団法人オープンストリートマップ・ファウンデーション・ジャパンがある。